

安城市医療・介護・福祉ネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、安城市医療・介護・福祉ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」（以下、「サルビー見守りネット」という。）を運用管理し、在宅医療・介護に関わる医療機関・介護サービス事業者等の多職種間において、さらには医療や介護を受ける療養者及びその家族も含めた連携を図り、情報共有することで、療養者に対し質の高いサービスの提供を行い、療養者が安心して在宅医療・介護を受けられる地域包括ケアシステムの確立を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) サルビー見守りネットの提供するサービス及び運営に関すること。
- (2) サルビー見守りネットの普及啓発に関すること。
- (3) サルビー見守りネットの規約等の制定改廃に関すること。
- (4) その他協議会の目的の達成に必要と認められること。

(委員)

第4条 協議会の委員は、安城市地域ケア推進会議の各部会員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会の役員として、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 任期途中における委員交替に伴い、新たに就任する場合は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員現在数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、議長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の協議会の議事に関する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 会長は、専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、協議会の委員の中から会長が指名した者をもって構成する。

3 部会の運営その他必要な事項は、必要に応じ、会長が定める。

(委員の代理)

第9条 やむを得ない理由のため、会議又は部会に出席できない委員は、代理人をもって表決を行うことができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び会議出席者は、正当な理由なく、協議会若しくはその会議又は部会で知り得た情報を漏らしてはならない。委員においては、その職を退いた後も同様とする。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会に関する必要な業務を執行するため、事務局を安城市（福祉部高齢福祉課）に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年7月21日から施行する。